

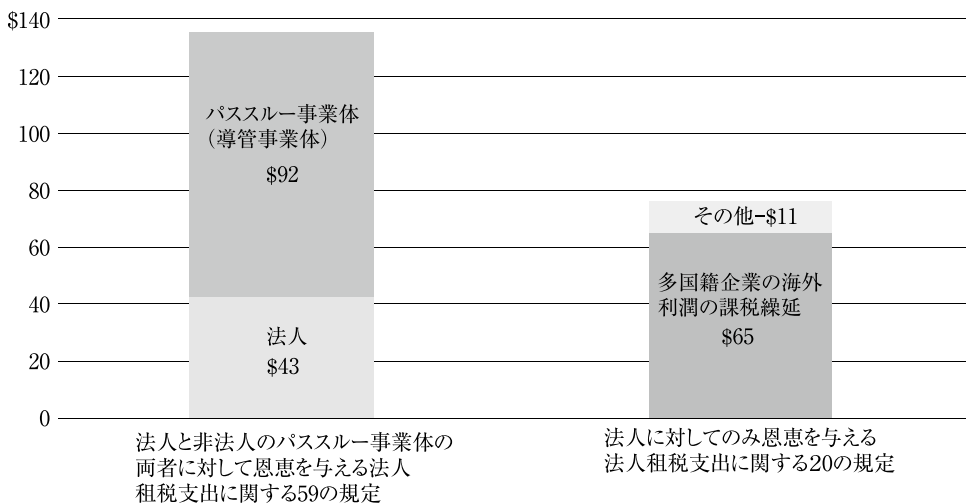
所得税の課税が行われている。しかし同時に、これらの非法人事業体は、法人に適用されているのと同じ租税支出の多くを利用することができるようになってきている。したがって、もし課税ベース拡大による財源で法人税率を引き下げようとするれば、非法人事業体は税率引き下げの恩恵を受けることなく、租税支出利用の可能性を断たれ、純増税となってしまうという問題がある。

図5の左側の棒グラフは、79の法人租税支出のうち59が非法人事業体によっても利用されていることを示している。これは、研究開発税額控除、生産設備への投資に対する加速度償却、慈善事業への寄付控除など様々な分野の租税支出にまたがっている。これらによって企業が受け取る利益、つまり減税額は、法人が430億ドルであるのに対し、非法人事業体は920億ドルと、ほぼ倍額になっている点も、特徴的である。これらを廃止すると、法人以上に非法人事業体に対して影響を与えてしまうことになる。

対照的に、図5の右側の棒グラフは、法人租税支出のうち20が法人だけに適用されていることを示している。総額で760億ドルとなっており、そのうち課税延期によるものが85%、650億ドルを占めている。仮に、パススルー事業体に影響を与えないように、法人だけに適用される租税支出を全廃したとしても、上述のように海外利潤の課税繰延を廃止財源に見込むことは困難であり、したがって10%の税率引き下げを賄う財源を捻出することはできないことになる。

第2に、租税支出の規模とともに、税収中立的な税制改革がもたらす分配問題の存在を挙げる事ができる。租税支出の縮小は、それまでそれを享受していた企業に不利益をもたらし、それほどそれを享受していなかった企業には、税率引き下げの利益の方が大きくなるだろう。このことを一定の仮定のもとに試算で示したのが、サリヴァンである（Sullivan 2011）。それによれば、法人税率を28%に引き下げようとする法人税改革を実施した場合、それによって利益を受けるのは

図5 法人税における租税支出の法人と非法人への適用額（単位：10億ドル）



出所：Hodge (2015), p.5, Chart 2.

保険、銀行などの金融業、卸・小売業、宿泊業、その他のサービス業などであるのに対し、不利益を受けるのは電機産業、コンピューター&エレクトロニクス、技術サービス、インターネット産業、農業、輸送業、鉄鋼・機械産業、出版業、その他の製造業などとなっている。

こうした「優勝劣敗」が明らかにされるにつれて、当然、不利益を被る業種は反対の声を上げ、その意向を受けたロビイストが議員への働きかけへ向けて動き出すことになる。租税支出1つ1つの税収はそれほど大きくなくても、それを享受している当事者にとって、それから得られる利益を失うことは死活問題である。したがってこれを廃止しようとするれば、当事者の必死の抵抗を生み出す一方、それを抑制して税収を上げようとする力を結集するのは、それで実現する税率引き下げがほんのわずかでしかない限り、非常に難しい。

もちろん、多くの租税支出を束ねて廃止し、それで見込まれる比較的大きな増収分で税率を大きく引き下げることができれば、税率引き下げで利益を受ける多くの企業の支持によって、抵抗を乗り越えることもできるだろう。それは実際に、1986年のレーガン税制改革によって達成された。しかし上述のように今日の問題は、租税支出に攻撃を加えるだけでは、28%への税率引き下げによる減収を賄うのに十分な税収をあげることが難しくなっているという点にある。

以上のような理由から、アメリカでは租税支出の廃止・縮小にこだわってはいは、法人税改革に向けて事態の打開を図ることが非常に難しいという状況に陥った。これが、何年にもわたって法人税改革の必要性が唱えられながらも、なかなか実現しなかった背景要因である。

6. アメリカ法人税における国際課税制度の何が問題なのか

以上の理由から、法人税改革の焦点は国際課税制度の改革に焦点を移したのだが、それではいったい、アメリカの法人税における国際課税制度のどこに問題があるのだろうか。アーバン研究所とブルッキングス研究所が共同で設立した租税政策センターのトーダーによれば、問題は以下のようにまとめることができる (Toder 2014)。

まず、アメリカの高い法人税率は、海外での投資を相対的に魅力的にし、多国籍企業に利潤を海外に移転するインセンティブを与えてしまっている。租税支出のおかげでその平均実効税率は引き下げられているものの、それでも OECD 平均と比較するとその実効税率は依然として高い。

第2に、海外収益を配当の形で本国に戻すと、アメリカ法人税法の適用を受け、35%の正規税率で課税されるので、収益をそのまま海外に置いておくインセンティブが多国籍企業に働いている。また、こうした世界課税の仕組みは、海外市場で他国の企業との競争条件上、アメリカ多国籍企業を不利な立場に追い込んでいるという。近年、特にイギリスと日本が事実上の「領土主義課税 (Territorial System)」を採用し、多国籍企業によって国内に還流される収益に対して課税を控除する措置を導入したことも、アメリカにおける現行の「世界所得課税 (Worldwide System)」

から領土主義課税への移行論を活性化させている。

この点に関連して、ハーバード大学ビジネススクールのデサイも、次のように述べている⁸⁾。たしかに、アメリカが現在採用している世界所得課税の下では、現地国での源泉課税負担分がクレジットとして認められた上で、アメリカ本国の法人税率の適用を受ける。これは、居住地主義課税とも呼ばれ、世界のどこで投資しようと同じくアメリカの法人税法の適用を受け、同じ法定税率が起用されるので、「資本輸出中立的」だとされる。しかし、この論拠は次の点を根拠に崩れてしまっている。なぜなら、現行の課税方式の下では、海外所得を本国に戻すと課税されるために、海外利潤をそのまま海外に蓄積するインセンティブが働いてしまっている。また実際には、企業の海外での投資を後押しすれば、同時に国内でも投資と雇用が増加するにもかかわらず、現行の課税制度はそうっておらず、海外での投資にペナルティを課せば、国内に投資が戻ってくると想定している点、誤りである。

さて、現行のアメリカの法人税における国際課税面の問題点として次の第3点目が指摘されている。つまり、海外所得の課税延期規定と、利益／費用をどのように立地国の間で配分するかを自ら決定できるというルールのため、多くの高収益多国籍企業は、多くの税負担を回避することに成功してきた。こうした機会を特に利用できるのは、無形資産からの所得（特許料など）が顕著な企業であり、これらの所得は容易に、税率が極端に低いアイルランドやケイマン諸島などのタックスヘイブン国に移転することができる。過去数十年の間、アメリカの多国籍企業の利潤は、海外における活動実態を示す他の指標（雇用者数や売上）の伸びに比べて、はるかに急速な伸びを示してきたが、これは攻撃的なタックスプランニングの活用によるものだと示唆している。

こうして、法人税は投資の選択を歪め、アメリカ国内への投資を抑制し、そしてアメリカ多国籍企業の競争力を阻害する一方で、多国籍企業はその世界所得に対してほんのわずかな税金しか納めないという状況が引き起こされている。この結果、多くの専門家は、少なくとも法人税の国際課税制度が、何らかの改革を必要としているという1点で合意している。

ではどうすればよいのだろうか。1つの有力な提言として主張されているのが、現行の世界所得課税を放棄して、領土主義課税に移行すべきだというものである。これはデサイのような経済学者や、ヘリテージ財団のような保守系シンクタンクのエコノミストの主張に顕著である⁹⁾。彼らによれば、適切な政策とは、アメリカの多国籍企業による海外利潤への課税を放棄することだ、と説く。具体的には、多国籍企業の海外子会社から本国に配当の形で還流されてくる利潤を課税免除とすることで、これは達成される。現行の世界所得課税は、海外市場で競争するアメリカ企

8) Desai (2012).

9) Dubay (2014).

業に対して現地企業との国際競争上、不利をもたらしているというのが彼らの主張である。アメリカ企業には、現地国での源泉課税だけでなく、本国のより高い法人税率が適用される。海外の利潤への課税を取りやめれば、海外投資が活発化すると同時に、国内でも投資が活発になり、雇用も増加するはずだ、と彼らは主張する。しかし、実証研究の結果は、資金還流の実物経済へのそのような効果に疑問を呈するものとなっている。

もっとも、単純に領土主義課税に移行するだけでは、インバージョンを防ぐ手立てにはならない。アメリカと海外との間に税率格差がある限り、現地国のより低い税率適用を受けたいというインセンティブは消えないからである。むしろ、領土主義課税への移行はそうしたインセンティブを一層助長し、国際的にも、各国間でのさらなる租税競争を誘発しかねない。それゆえ彼らは、海外子会社からの配当免除の導入と同時に、課税ベース浸食と利益移転への強い対抗策を導入することが必要だと主張する。だが、それが可能であれば、すでにそのような措置が取られているであろうし、そもそも一国だけで、課税ベース審所得と利益移転を防ぐための強い対抗策を導入できるのか、という根本問題もある。

代替的な提案として議論されているのが、多国籍企業に対する課税で国際協調をより強めていくという方向性である。トーダーやアヴィ・ヨナなどが、こうした議論を展開している。彼らによれば、そもそも1920年代の国際連盟から始まり、OECDによって現在までさらに引き継がれて発展してきた法人課税に関する一般原則をみいだすことができるという。

つまり、それは現在広く国際的に承認されている国際課税の原則であり、具体的には能動所得の場合は源泉国が、そして受動所得の場合には居住地国に課税の優先権があり、同時に二重課税を防がねばならず、そのために優先権を持たない国の側が、二重課税回避のために責任を持たねばならないというルールである。その詳細については、租税条約締結の際に当事者国同士の交渉によって決定されるが、OECDや国連がそのためのテンプレートを提供している。こうした一般原則には、移転価格税制のあり方ももちろん、含まれている。

しかし、こうして一般原則が形成されているとはいえ、課税所得を関係国間でどのように配分すべきか、そしてタックスヘイブンへの利益移転をどのように防ぐべきかという点では、現行のシステムはうまく行っていない。これに対してOECDとG20は、BEPSプロジェクトを開始し、いくつかの勧告に関する初期段階の報告書をすでに公表しており、さらに今後、本格的な報告書が公表される予定である。これらは、課税ベース浸食と利益移転を防ぐ具体的な手立てを提案するはずであり、アメリカはこうした方向性を後押しすることによって、今起きている法人税における国際課税面の問題を解決する道を選択すべきだ、と彼らは主張する。

アヴィ・ヨナはさらに進んで、世界規模での何らかの形態の利益の定式配分 (Formulary Apportionment) が必要だ、という主張を行っている (Avi-Yonah et al. 2009)。これは、アメリカの州が法人に対して課税する際にすでに用いられている。これは、多国籍企業による利益と費用

配分の恣意性を防ぐ手立てとして考えられる1方策である。

より最近のアイデアとしては、移転価格税制のルールを、各国間で売り上げに比例して無形資産からの利益を配分することで補うことが提案されている（いわゆる「仕向地型」法人税）。この提案の合理性は、売り上げによって所得の配分が決まってしまうため、現状に比して当事者の操作性と恣意性を抑制できるという利点がある。これらの提案の目的は、各国に自国法人税の税率を自由に決定する権限は保持させながらも、様々な優遇措置で課税ベースを縮小することで資本を吸引する「租税競争」の余地を縮小させようとしている点にある。

7. ま と め

以上みてきた法人税制改革をめぐる議論は、アメリカの国際課税制度が、ますますグローバル化する事業環境の中で、海外で事業展開するアメリカ企業を課税する方法として適切か否かという問題を突きつけている。これは、アメリカといえども、一国で完結して課税権力を行使することが事実上、難しくなってきた時代の反映でもある。

アメリカの国際課税制度は、通常は全世界所得課税だとよくいわれるが、現実には領土主義課税とのハイブリッドになっている。現実には、世界のどの国もどちらかの純粹型を保持しているところはない。だが趨勢としては、より領土主義課税の方向に向かっている中で、アメリカはどうすべきかを問われているのである。

多国籍企業がその利潤を海外に保持することは認めながらも、それに対して19%の最低税率での課税を行うというオバマ政権の国際課税提案は、「全世界所得課税 vs. 領土主義課税か」、あるいは「国際協調 vs. 一国主義」といった対立軸の中で、現実の制約条件を踏まえ、両者の折衷主義として現実主義的な途を選択しようとしていると解釈できるかもしれない。アメリカの法人税制改革論議の行方が、どういう決着を迎えるかを現時点で予想するのは難しい。だが、グローバル化時代における法人税改革は、国際課税制度の改革を必然的に伴うことを明らかにした点に、アメリカ法人税改革論議の意義があるといえよう。日本の法人税改革論議が、一国主義で国内のみに目を向けており、その国際的な連関に目を向けていない点は、今後反省を迫られることになるだろう。

参 考 文 献

- 加藤慶一（2015）、「アメリカの法人税改革をめぐる議論—税率水準と課税ベースの在り方を中心に—」『レファレンス』平成27年4月号，69-108頁。
- 関口智（2015）、「現代アメリカ連邦税制—付加価値税なき国家の租税構造」東京大学出版会。
- 田近栄治（2011）、「日本の法人税をどう設計するか—課税ベースの選択と国際化への対応—」『フィナンシャル・レビュー』平成23年第1号（通巻第102号），104-127頁。

- 諸富徹編 (2009), 『グローバル時代の税制改革』 ミネルヴァ書房.
- 諸富徹 (2015), 「グローバル経済下における法人税改革と『租税特別措置』—日米両国の比較分析—」『経済論叢』第188巻第4号 (2015年3月), 19-37頁.
- Adam, A. and P. Kammass (2007), "Tax Policies in a Globalized World: Is It Politics after All?", *Public Choice*, 133, pp.321-341.
- Avi-Yonah et al. (2009), "Allocating Business Profits for Tax Purposes: A Proposal to Adopt a Formulary Profit Split", *Florida Tax Review*, Volume 9, Number 5, pp.497-553.
- Avi-Yonah, R.S. and Y. Lahav (2012), "The Effective Tax Rates of the Largest U.S. and EU Multinationals", *Tax Law Review*, Vol.65, pp.375-390.
- Avi-Yonah, R. (2015), "All or Nothing? The Obama Budget Proposals and BEPS", Michigan Law, Public Law and Legal Theory Research Paper Series, Paper No. 442.
- Bretschger, L. and F. Hettich (2002), "Globalization, Capital Mobility and Tax Competition: Theory and Evidence for OECD Countries", *European Journal of Political Economy*, 18, pp.695-716.
- Brownlee, W. E., E. Ide and Y. Fukagai eds. (2013), *The Political Economy of Transnational Tax Reform: The Shoup Mission to Japan in Historical Context*, Cambridge University Press.
- Desai, M. (2012), "A Better Way to Tax U.S. Businesses", *Harvard Business Review*, 90, No. 7-8 (July-August 2012), pp.135-139.
- Dubay, C. (2014), "Business Inversions: Tax Reform Is the Only Way to Curb Them", *The Heritage Foundation*, September 4, 2014.
- Gravelle, J. G. and T. L. Hungerford (2011), "Corporate Tax Reform: Issues for Congress", *CRS Report for Congress*, RL34229.
- Hobson, J.M. (2003), "Disappearing Taxes or the 'Race to the Middle'? Fiscal Policy in the OECD", L. Weiss ed., *States in the Global Economy: Bridging Domestic Institutions Back In*, Cambridge University Press, pp.37-57.
- Hodge, S. (2015), "The Challenges of Corporate-Only Revenue Neutral Tax Reform", *Tax Foundation Fiscal Fact*, No.471.
- Keightley, M. P. and M.F. Sherlock (2014), "The Corporate Income Tax System: Overview and Options for Reform", *CRS Report for Congress*, R42726.
- Kleinbard, E. (2015), "Why Corporate Tax Reform Can Happen", Center for Law and Social Science Research Papers Series No. 15-5.
- Nunns J., A. Eng and L. Austin (2014), Description and Analysis of the Camp Tax Reform Plan, Urban-Brookings Tax Policy Center.
- Office of Management and Budget (2015), *Fiscal Year 2016 Budget of the U.S. Government*, U.S. Government Printing Office.
- Stewart, K. and M. Webb (2006), "International Competition in Corporate Taxation: Evidence from the OECD Time Series", *Economic Policy*, January, pp. 153-201.
- Sullivan, M. (2011), "Winners and Losers in Corporate Tax Reform", *Tax Notes*, Vol. 130 (Feb. 14, 2011), pp.731-.
- The White House and the Department of the Treasury (2012), *The President's Framework for Business Tax Reform: A Joint Report by The White House and the Department of the Treasury*.
- Toder, E. (2014), "Corporate Tax Reform: Dreaming On", *The Milken Institute Review*, First Quarter 2014, pp.16-27.

Wilson, J. D. (1999), "Theories of Tax Competition", *National Tax Journal*, 52 (2), pp. 269-304.

（京都大学大学院経済学研究科教授 博士（経済学））

